

財務省告示第三百七十六号
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
 により平成十八年九月十三日に買入消却した国債
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成十八年十月六日

財務大臣 尾身 幸次

（別表）

国債の名称	記号	総額 金額の	額面 金額の 買入 円
国債（二庫）付利債券（年）	第一二二三十	百六十八億円	五十九円四厘
国債（五庫）付利債券（年）	第三二三十	三十億円	八十九円七厘
国債（五庫）付利債券（年）	第十九回	百三億円	百円八錢八厘
国債（五庫）付利債券（年）	第二十一回	三百八十三億 円	九十九円九厘
国債（五庫）付利債券（年）	第三十三回	四百三十七億 円	九十九円七厘
国債（五庫）付利債券（年）	第五十八回	三百億円	錢九厘六十六
国債（五庫）付利債券（年）	第五十九回	百二十一億円	三百円七十五錢
国債（十庫）付利債券（年）	第九十三回	百億円	錢一百一十九
国債（十庫）付利債券（年）	第二百四回	千億円	錢九厘七十五
国債（十庫）付利債券（年）	第二百六回	二億二千七百七十 万円	錢一百一十七十三
国債（十庫）付利債券（年）	第二百八回	三億九千八百二十 万円	八百九十三錢

合 計	〃	〃	〃	〃	〃	利付 債券 (二十 年庫)	〃	〃	〃	〃	〃
	第 二 十 二 回	第 二 十 二 回	第 二 十 二 回	第 二 十 二 回	第 二 十 二 回	第 二 十 二 回	九 第 二 百 七 十	九 第 二 百 七 十	九 第 二 百 二 十	一 第 二 百 二 十	第 二 百 十 回
円一 兆 五 百 二 億	二 十 億 円	三 十 億 円	三 十 六 億 円	十 億 円	二 十 億 円	十 億 円	四 十 億 円	五 十 億 円	五 十 億 円	三 十 一 億 円	千 六 百 十 二 億 四
	十 百 四 十 七 厘 四 円 八	十 百 二 十 五 厘 四 円 八	十 百 一 十 七 厘 四 円 八	十 百 一 十 四 厘 四 円 八	十 百 九 十 五 厘 四 円 七	十 百 七 十 二 厘 四 円 七	百 七 厘 八 十 五 円	百 二 厘 八 十 四 円	百 七 厘 三 十 一 円	百 八 厘 四 十 六 円	百 六 厘 九 十 三 円